

# 八千代市看護師等修学資金 貸付制度のしおり



八千代市「やっち」



## 八千代市

令和8年5月

八千代市役所 健康福祉課 地域医療班



## 目次

「八千代市看護師等修学資金貸付制度について」のこと	1
「貸付けの対象」のこと	2
「貸付金額」のこと	2
「貸付期間」のこと	2
「貸付制度全体のおおまかな流れ」のこと	3
「貸付申請」のこと	4
「提出方法」のこと	5
「貸付決定」のこと	5
「貸付中」のこと	6
「貸付決定が取り消しとなる場合」のこと	7
「返還猶予になるためには」のこと	9
「返還免除になるためには」のこと	11
「返還となった場合には」のこと	15
「貸付決定後の各種手続きについて」のこと	17
「貸付申請から返還免除決定までの 提出書類について(抜粋)」のこと	20

# 八千代市看護師等修学資金貸付制度について

この制度は、<sup>※1</sup>看護師等の<sup>※2</sup>養成施設に在学している方で、将来、八千代市内の<sup>※3</sup>医療機関等で看護師等の業務に<sup>※4</sup>従事しようとする意志がある方を対象に、八千代市から修学資金を貸付けることによって、養成施設での修学を容易にし、八千代市内における看護師等の確保と質の向上を図ることを目的としています。

卒業または修了（以下「卒業等」という。）後に一定要件のもと八千代市内で看護師等の業務に従事したときには、貸付金の返還が「免除」となります。

ただし、あくまで修学資金を貸付ける制度ですので、返還の猶予や免除の要件を満たさない場合には、貸付金の「返還」が必要となります。

- ※1 看護師等とは、助産師、看護師、准看護師、専門看護師および認定看護師をいいます。
- ※2 養成施設とは、① 大学  
② 助産師養成所、看護師養成所、准看護師養成所  
（短期大学、高等学校、通信制も含む）  
③ 大学院  
（専門看護師の受験に必要な単位または助産師国家試験受験資格を取得できる修士課程に限る）  
④ 認定看護師教育課程 をいいます。
- ※3 医療機関等とは、八千代市内にある病院等の医療機関のみならず、八千代市内の介護老人保健施設や訪問看護ステーションなど看護師の配置が法令等で必要とされている施設も含まれます。
- ※4 従事とは、正規職員として勤務することをいいます。非正規職員として勤務した場合には、免除の対象となりませんのでご注意ください。



必ずお読み  
ください！

## ★ 貸付けを申請する前に ★

この制度は、八千代市内の看護師等の確保と質の向上を図ることを目的に、将来、八千代市内の医療機関等に従事する意思のある方に、修学資金を貸し付ける制度です。

卒業等の後に、一定要件のもと八千代市内で看護師等の業務に従事する等の返還免除事由に該当しないときは、全額返還が必要になります。

返還となった際の負担をよく考えたうえで、卒業等の後の進路を十分検討してから申請してください。

## 貸付けの対象



以下の①から③の要件を全て満たしている方が対象です。

申請者の年齢、居住地、学校の所在地は問いません。以下の要件を満たしている方であれば、八千代市外在住者や八千代市外の学校に通っている方も対象となります。

- ① 将来（養成施設を卒業等の後）、八千代市内で看護師等の業務に従事しようとする意思がある方
- ② 次の看護師等の養成施設に在学している方（または履修することが決定している方）
  - (1) 大学
  - (2) 助産師養成所、看護師または准看護師の養成所（短期大学、高等学校、通信制含む）
  - (3) 大学院（専門看護師の受験に必要な単位または助産師国家試験受験資格を取得できる修士課程）
  - (4) 認定看護師教育課程
- ③ 成人で独立した生計を営む連帯保証人を原則2名立てられる方

## 貸付金額

養成課程	金額
大学、大学院、助産師養成所	5万円/月
看護師養成所、准看護師養成所	3万円/月
認定看護師教育課程	一つの教育課程につき100万円

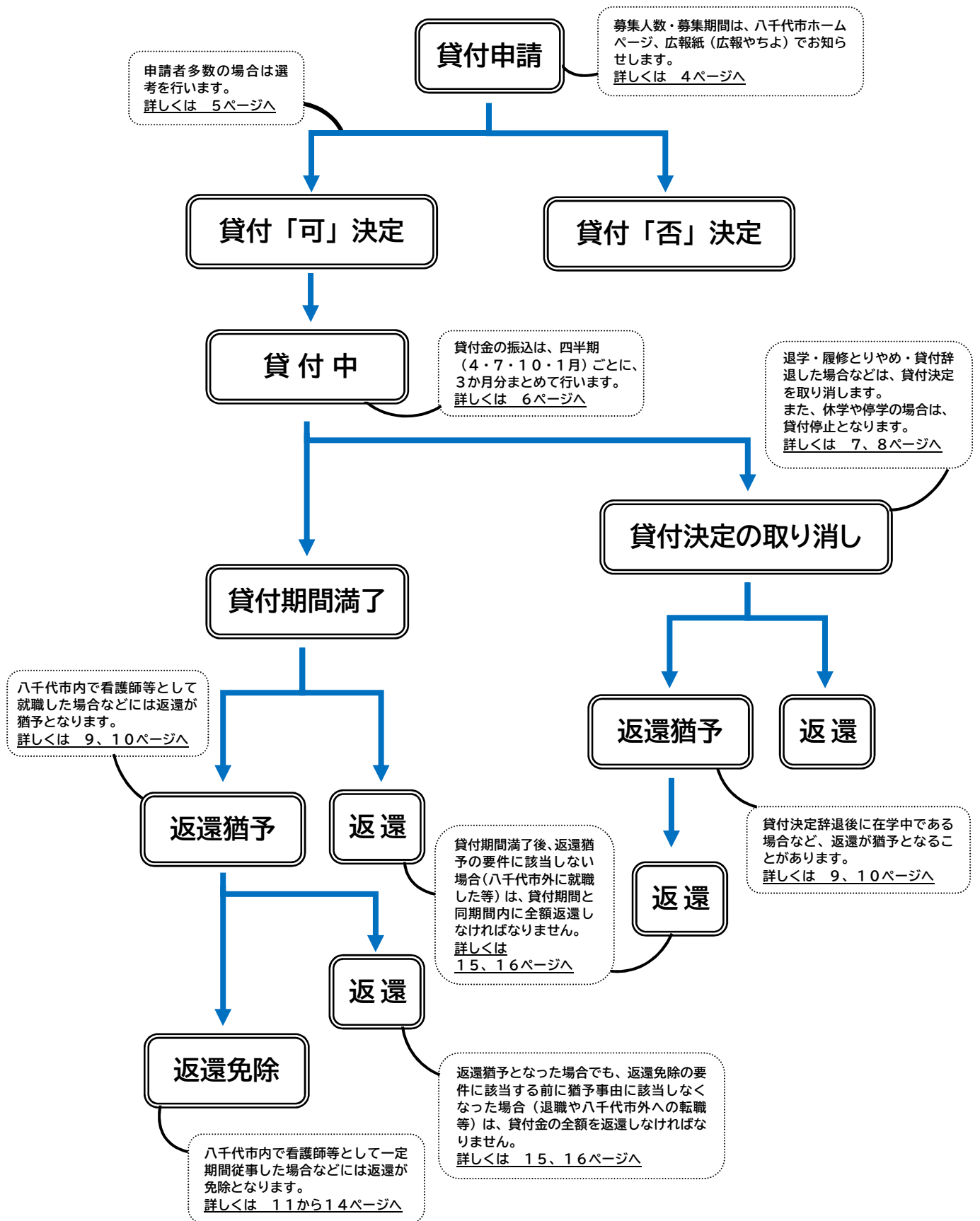
## 貸付期間

貸付けを受けることができる期間は、養成施設における正規の修業期間内です。

例えば、4年制大学に在学している方が、1年生のときから貸付けを受けた場合は4年間、3年課程の専門学校に在学している方が、2年生のときから貸付けを受けた場合は2年間です。

留年してしまった場合、延びた在学期間分の貸付けは行いませんのでご注意ください。

# 貸付制度全体のおおまかな流れ



## 貸付申請



以下の①から⑥の書類を揃えて、募集期間内にご提出をお願いします。

募集人数・募集期間等は、毎年4月1日に八千代市のホームページや広報やちよでお知らせする予定です。

申請書の様式および記入例は、八千代市のホームページからダウンロード、もしくは健康福祉課窓口で配布しています。

なお、認定看護師教育課程を履修中の方への貸付募集は、8月頃の予定です。

### ① 修学資金貸付申請書（第1号様式）

### ② 履歴書（第2号様式）

### ③ 在学証明書 または 受講許可証など

### ④ 住民票の写し

申請者および連帯保証人2名分の計3名分のご提出をお願いします。

### ⑤ 保証書（第3号様式）

連帯保証人1名につき1枚の作成のうえ、計2名分のご提出をお願いします。

場合により、借受人に代わり貸付金を弁済する資力があるか確認するため、連帯保証人の源泉徴収票や年金振込通知書など弁済能力を証明する書面を求めることもありますので、ご了承ください。

### ⑥ 印鑑登録証明書

連帯保証人1名につき1枚の計2名分のご提出をお願いします。

#### ◎ 申請にあたっては、連帯保証人を原則として2名立てる必要があります。

連帯保証人2名は、それぞれが独立した生計を営んでいることが要件であるため、同一生計内から2名立てることはできません。（例えば、父母で2名とすることはできません。）

また、申請者の配偶者（夫もしくは妻）も連帯保証人にはなれません。

申請者が未成年の場合には、連帯保証人のうち1名は必ず法定代理人（多くの場合は父母）を立ててください。申請者が成人の場合でも、法定代理人のうち1名を連帯保証人とするには問題ありません。（未成年とは、法令に基づき、年齢18歳未満の者のことをいいます。）

なお、親族が全くいないなど特別の事情があると認められるときには、連帯保証人を1名とすることができます。（親族はいるものの、単に連帯保証人になってくれる人がいないといった事由は、特別の事情とは認められません。）

連帯保証人が要件を欠いたときまたは死亡等により連帯保証人を変更する場合は、新たに連帯保証人を立て、市長の承認を得る必要があります。また、連帯保証人の住所・氏名が変更となる場合には届け出が必要です。

連帯保証人は、市長の承認がない限り、連帯保証人を辞めることはできません。

#### 【連帯保証人とは】

連帯保証人とは、借受人が看護師等修学資金を返還する状況が発生して、借受人が返還できないとなった場合に、借受人に代わって返還する義務を負う方のことです。

そのため、連帯保証人は一定の支払い能力を持つことが必要のため、収入の状況を確認する書類の提出を求める場合があります。

## 提出方法

申請書類は、郵送または健康福祉課窓口へ持参でご提出をお願いします。  
郵送の場合は、募集期間内の消印であれば、申請をお受けします。

### 【提出先】

〒276-8501

八千代市大和田新田312-5

八千代市役所 健康福祉課 地域医療班 宛

## 貸付決定

申請書類等を審査したうえで、貸付けの可否を決定します。

結果については、募集期間終了後、1か月程度で申請者本人に通知する予定です。

また、貸付金の予算には限りがあるため、募集人数を超える申請があった場合は、選考（面接の場合もあり）を経て、貸付けを決定します。

選考の結果、貸付けをすることができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、ほかの給付金や貸付金、奨学金等との併願は可能ですが、八千代市以外の地域で働くことを条件としたものなど、八千代市の貸付金の貸付目的と反するものについては併願できません。

### ▶ 貸付決定後の提出書類について

貸付決定の結果、貸付けを受けることとなった方は「振込先金融機関（登録・変更）届」をご提出ください。ご記入いただいた振込先に、貸付金を振込みます。

貸付けを受けた後に、ご自身の考えていた制度と違って、ということがないように、貸付申請前に貸付制度のしおり、条例、規則は、必ず全てお読みいただいたうえで、申請をお願いします。  
また、連帯保証人の方にも、しおり、条例、規則をお読みいただき、必ず内容にご了承いただきますようお願いいたします。

### ★ 以降のページでは

「八千代市看護師等修学資金貸付条例」は「条例」

「八千代市看護師等修学資金貸付条例施行規則」は「規則」

と省略して表現しています。





## 1 貸付金の振込について

貸付金の振込は、4半期（4・7・10・1月）ごとに3か月分まとめて行います。  
振込日は、各月の21日を予定しています。（21日が土・日・祝日・振替休日の場合は、その前の営業日に行う予定です。）

なお、貸付決定後の初回の振込は、7月の振込時に4から9月分をまとめて振込ます。  
（5から6月に貸付決定となった場合です。）

- ▶ 認定看護師教育課程の履修生への貸付けは、貸付決定後に一括で振込みます。  
（9から10月に貸付決定した場合は、10月の振込時に一括で振込みます。）

## 2 貸付中の提出書類について

貸付中は、毎年4月30日までに、その年の3月31日現在の状況を、借受人現況報告書（第15号様式）により、市長に報告する必要があります。

毎年3月中旬ごろに、借受人現況報告書を含め、対象の方に提出が必要な書類の様式を八千代市から送付しますので、提出期限までに必ずご提出をお願いします。

なお、免許等の取得後に提出が必要となる、看護師等免許（資格）取得届（第11号様式）については、免許証が発行され次第、すぐにご提出いただきますようお願いします。

また、八千代市から案内を行う書類以外にも、借受人や連帯保証人の住所等に変更が生じた場合など、状況に応じて、随時書類の提出が必要となります。

正当な理由がなく必要な書類を提出されないときは、貸付けを一時保留し、一定期間経過しても提出がない場合には、貸付決定を取り消しますのでご注意ください。

- ※ 提出書類について、詳しくは17から19ページ、貸付決定取り消しについての詳細は、7ページをご確認いただきますようお願いします。



## 貸付決定が取り消しとなる場合

以下の①から⑦のいずれかに該当する場合には、貸付決定が取り消されます。

なお、貸付決定が取り消された場合には、取り消された日の属する月の翌月から貸付金を返還しなければなりません。

### ① 退学したときまたは履修をやめたとき

【提出書類】

養成施設等退学(休学、停学、復学、履修取りやめ)届(第10号様式)

休学や停学、1か月以上欠席したときは、その期間は貸付けを停止します。  
(このときは、貸付「停止」ですので、貸付決定の取り消しではありません。)

### ② 貸付けを辞退したとき

貸付決定後に意思が変わり、八千代市外への就職を希望することとなった場合等が考えられます。

【提出書類】

修学資金貸付辞退届(第13号様式)

### ③ 心身が故障し、修学できなくなったとき

【提出書類】

養成施設等退学(休学、停学、復学、履修取りやめ)届(第10号様式)

### ④ 借受人が亡くなられたとき

在学中の借受人が亡くなられたときには、それまでの貸付総額を連帯保証人に返還していただくこととなります。

【提出書類】

(1) 借受人死亡届(第14号様式)

(2) 亡くなられたことを証明する書類(死亡届のコピー等)

### ⑤ 偽りその他不正な手段で貸付けを受けたとき

## ⑥ 条例に基づく規則に違反（必要な書類を提出しないなど）したとき

正当な理由がなく必要な書類のご提出がないときには、貸付けを一時保留します。

なお、一定期間経過しても提出されないときには、上記⑥の事由により、貸付決定を取り消しますのでご注意ください。

## ⑦ その他貸付けの目的を達成する見込みがないとき

八千代市の貸付制度は、他の貸付制度などと併用できますが、併用する貸付制度が八千代市外の地域で働くことを条件としたものである等、八千代市の貸付金の貸付目的を達成する見込みがないときには、貸付決定を取り消す場合があります。

## ⚠ 注意事項 ⚠

⚠ 貸付決定の取り消しは、取消事由に該当した日が取消日となりますので、届出等が遅れると、事由に該当した日からその日までの延滞金が加算されます。

## 返還猶予になるためには



以下の①から④のいずれかに該当し、返還猶予申請を行い、市長に認められた場合には、その事由に該当している間、返還を猶予することができます。

いずれの場合も、返還の猶予を受けるためには、修学資金返還猶予申請書（第6号様式）および猶予事由を証明する書類（業務従事証明書、在学証明書等）の提出が必要です。

なお、返還免除の要件である「八千代市内での看護師等の業務従事期間」に該当するのは、①の事由のみです。（②、③、④の事由による猶予期間は、返還は猶予となりますが、返還免除のための業務従事期間には算入されません。）

### ① 八千代市内において看護師等の業務に従事しているとき



看護師等の業務は、取得した免許または資格（以下「免許等」という）に関わらず、保健師助産師看護師法に定める看護師業務に正規職員として従事していれば該当します。

ただし、専門看護師または認定看護師の資格取得のために貸付けを受けた方が返還を免除されるためには、その貸付けを受けた免許等で働く必要がありますので、ご注意ください。

### ② 貸付けを辞退した後も養成施設に在学しているとき

貸付辞退後も養成施設に「在学しているとき」とは、正規の修業期間内のことをいいます。（留年した場合には、返還がはじまります。）

**例** 在学中に意思が変わり、八千代市外への就職を希望したとき



貸付期間の途中で貸付けを辞退



在学中は返還を猶予（留年した場合には返還がはじまります）



卒業後に八千代市外で就職した場合には、その時点から返還がはじまります

※ 上記の例の場合、卒業後にそのまま八千代市内で就職した場合には、返還が猶予となります。また、別途、返還猶予申請が必要です。  
（猶予事由の「八千代市内において看護師等の業務に従事しているとき」に該当するため）

### ③ 卒業等の後、更に別の看護師等の養成施設に進学したとき

例えば、養成施設で准看護師の免許を取得し、卒業後、正看護師の免許取得のために別の養成施設に進学したときなどが考えられます。

※ 上記の例の場合、正看護師の免許取得のため再度貸付申請をすることも可能です。

※ 選考結果によって貸付けが受けられなかった場合でも、正看護師の免許取得のための正規の修業期間中は、准看護師分の貸付金は返還猶予となります。

## ④ 災害、傷病その他やむを得ない事由により看護師等の業務に従事できないと認められるとき

卒業後、八千代市内で看護師等の業務に従事中に、上記④の事由により就業できないときには返還の猶予を受けることができます。八千代市外に転職した場合など、八千代市外で看護師等の業務に従事している場合には、上記④の事由に該当しません。

※ 「その他やむを得ない事由」とは、例えば、出産、育児などが該当します。

※ 認定看護師教育課程の修業期間が6か月を越える養成施設で履修している場合、「その他やむを得ない事由」として、猶予事由に該当します。

≪ ①から④の猶予事由に該当した都度、別途猶予申請が必要です。 ≫

例 八千代市内で看護師等の業務に従事することとなった



「① 八千代市内で看護師等の業務に従事しているとき」の事由による  
猶予申請を行う



八千代市内で従事中に妊娠したため、産休・育休を取得することとなった

※ 従事先に引き続き在籍していることが前提です。退職した場合には返還が開始となります。



「④ 災害、傷病その他やむを得ない事由により看護師等の業務に従事できないと認められるとき」の事由による猶予申請を行う



産休・育休の期間が終了し、勤務に復帰することとなった



「① 八千代市内で看護師等の業務に従事しているとき」の事由による  
猶予申請を行う

※ 産休・育休の取得により、返還免除の要件である「八千代市内での看護師等の業務従事期間」が延びた分の猶予申請が必要となります。

◎ 猶予事由に該当しているだけでは猶予されません。申請し、市長に認められてはじめて猶予となりますので、必ず事前に申請をお願いします。

◎ 猶予申請が遅れた場合には、その間の分については猶予することができませんので、返還が必要になります。

猶予事由に該当しなくなった場合（退職や八千代市外への転職など）には、消滅日（退職の場合、退職した日の翌日）の属する月から返還がはじまりますので、すぐに健康福祉課へご連絡をお願いします。（返還について、詳しくは、15、16ページをご参照ください。）



## 返還免除になるためには



以下の①から③のいずれかに該当し、返還免除申請を行い、市長に認められた場合には、返還を一部または全額免除とすることができます。（専門看護師または認定看護師については、取得した看護分野において免除に必要な期間、八千代市内で従事しなければ免除になりません。）

いずれの場合も、返還の免除を受けるためには、修学資金返還免除申請書（第8号様式）および免除事由を証明する書類（業務従事証明書等）の提出が必要です。

### ① 卒業等の後、免許等を取得し、貸付期間と同期間（貸付期間が3年未満の場合は3年）引き続き八千代市内で看護師等の業務に従事したとき

卒業等の後、免許等を取得し、すぐに八千代市内で看護師等の業務に従事し、貸付期間に相当する期間（貸付期間が3年未満の場合は3年）、引き続き従事したときは、貸付金の返還の債務の免除を受けることができます。

卒業等の後、八千代市外で従事するなど猶予事由に該当していない期間または猶予事由に該当するが猶予を受けていない期間の分については、免除の対象とはなりません。

- ※ 「引き続き」とは、連続して八千代市内で従事している状態である必要があります。途中で免除事由が消滅した場合には、中断（民法上の中断）となります。  
従事期間は累計ではないのでご注意ください。
- ※ 従事期間が中断された場合は、再度、貸付けを受けた期間と同等の期間、引き続き八千代市内で看護師等の業務に従事しなければ免除されません。
- ※ 八千代市内で看護師等の業務に従事している間に、9、10ページの猶予事由の③または④に該当し、猶予を受けたときには、従事期間は中断しません。  
なお、この猶予期間は、返還免除に必要な従事期間には算入されません。

**例** 4年制の大学に入学し、大学1年生のときから貸付開始  
（貸付総額240万円）

卒業後、看護師免許を取得し、すぐに八千代市内で看護師として従事



貸付期間と同期間（4年間）、猶予事由が途切れることなく八千代市内で従事した



修学資金返還免除申請



240万円全額返還免除

- ※ 貸付期間が3年未満の場合は、3年間八千代市内で従事する必要があります。
- ※ 専門看護師または認定看護師の資格取得のために貸付けを受けた場合は、貸付けを受けた免許等に係る業務で、3年（36箇月）従事しなければなりません。

**②** 八千代市内で業務に従事しているときに、業務上の事由により死亡または心身が故障し、業務に従事することができなくなったとき

上記②に該当する場合、履行期が到来していない（貸付金の返還金の返済日が来ていない）返還債務について免除を受けることができます。

**③** 上記②のほか、八千代市内で看護師等の業務に従事した期間がある場合で、死亡または心身の故障により業務に従事する見込みがなくなったと認められるとき

その実績に応じて履行期が到来していない（貸付金の返還金の返済日が来ていない）返還債務の一部または全部の免除を受けることができます。

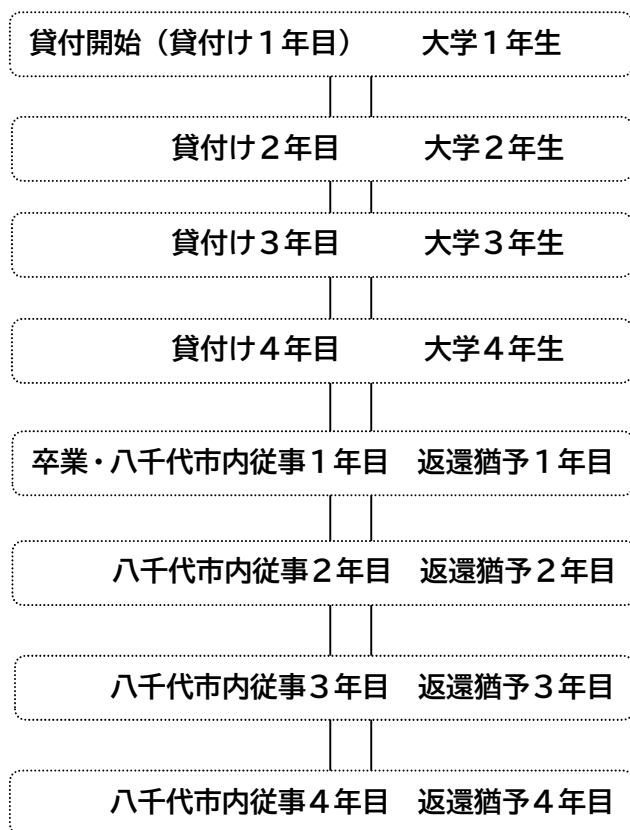
◎ 免除額

= 八千代市内で従事した期間 ÷ 貸付期間（※） × 履行期が到来していない返還債務

※ 貸付期間の月数が36箇月（3年）に満たない場合は、36箇月（3年）となります。

## 返還免除までの流れ

モデルケース1 4年制大学で1年生のときから貸付けを受け始め（貸付期間4年）、卒業後すぐ、八千代市内で看護師として4年間途切れることなく従事した場合



貸付総額

240万円

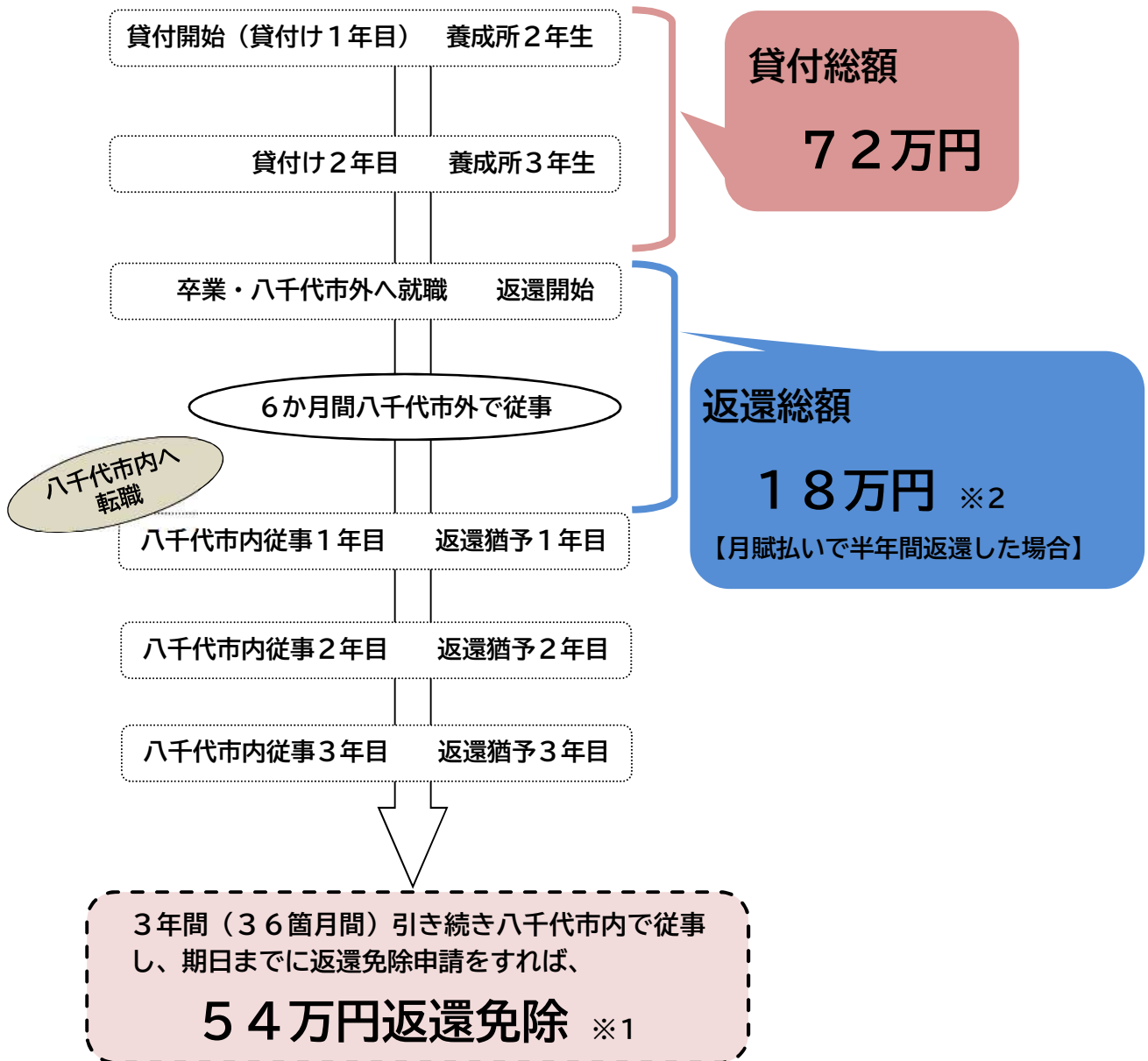
卒業等の後、すぐに就職し、4年間（48箇月間）引き続き八千代市内で従事し、期日までに返還免除申請をすれば、

**240万円全額返還免除**



モデルケース2

3年課程の養成所で2年生の時から貸付けを受け始め（貸付期間2年間）、卒業後は八千代市外に就職となり、返還（月賦払い）を開始したものの、半年後に八千代市内に転職し、その後3年間途切れることなく従事した場合



※1 この場合、返還済みの18万円は免除対象ではありません。

八千代市に返還済みの返還金（18万円）については、残債（54万円）の返還免除後に借受人に返金することはありません。

※2 一括払いを選択し、支払いが完了している場合には、完済となった時点で八千代市と借受人との債務の関係が解消するため、その後、八千代市内に転職しても、返還済みの修学資金が返還されることはありません。



## 返還となった場合には

以下の①または②に該当する場合には、該当することとなった月の翌月から貸付金返還の義務が生じます。

### ① 貸付決定が取り消されたとき（7、8ページ参照）

### ② 貸付期間が満了したとき

例えば、4年制大学に在学し、1年生のときから4年間の貸付決定を受けた場合、4年間貸付けを受けた後には、返還が開始します。

◎ 返還となった場合には、貸付けを受けた期間と同期間内で全額を返還しなければなりません。（認定看護師教育課程の貸付期間は、6箇月とします。）

※ 返還方法は、月賦・半年賦・一括から選択できます。月賦・半年賦を選択した場合でも、いつでも繰り上げて返還することができます。

※ ただし、偽りその他不正な手段等で貸付けを受け、貸付決定が取り消された場合には、一括で返還しなければなりません。

#### 返還方法

**月 賦** 借りた期間と同じ期間内で全額返還できる金額を、毎月の返還額に設定。  
（例） 月額5万円で4年間貸付けを受けた場合（貸付金総額：240万円）、4年間、毎月5万円ずつ返還。

**半年賦** 借りた期間と同じ期間内で全額返還できる金額を、半年ごとの返還額に設定。  
（例） 月額5万円で4年間貸付けを受けた場合（貸付金総額：240万円）、4年間、半年ごとに30万円ずつ返還。  
※ 4月から返還が開始となった場合、1回目は同年9月末、2回目は翌年3月末が返還期限となります。

**一 括** 返還することが決定した年度の年度末を期限として、全額返還。  
（例） 月額5万円で4年間貸付けを受けた場合（貸付金総額：240万円）、返還が決定した年度の年度末（3月31日）までに240万円を一括で返還。

※ 返還期限内であればいつ返還しても問題ありません。

!!!!!!

返還のご説明をしておりますが、例えば、4年間貸付けを受けた後、すぐに八千代市内で看護師等として従事した場合には、返還が猶予となります。（9ページの①に該当したときをご覧ください。）

## ⚠️ 注意事項 ⚠️

- 1) 貸付期間満了後、八千代市内で一定期間看護師等として従事し、返還猶予となった場合でも、その後返還免除の要件に該当する前に、猶予事由が消滅した場合（例：八千代市外に転職した、退職したなど）は、貸し付けた金額の全額が返還対象となります。（返還済みの金額がある場合には残債の全額が返還対象）
  - ※ 例えば、月額5万円で4年間貸付けを受けた後（貸付総額：240万円）、八千代市内で2年間看護師として従事し、その後八千代市外に転職した場合、返還対象金額が貸付総額の半額の120万円になる、ということではなく、240万円全額が返還対象となります。
  - ※ 返還猶予事由が消滅した場合は、「修学資金返還猶予事由消滅届（第7号様式）」のご提出が必要になります。（提出書類については、18ページをご覧ください。）  
なお、返還は、猶予事由が消滅した日（退職の場合、退職した日の翌日）の属する月からはじまります。
- 2) 貸付金を返還すべき日までに返還しないときは、貸付金の額に年7.3%の割合で計算した額が延滞金として加算されます。
- 3) 連帯保証人から借受人の債務履行状況や残債の確認等を求められた際は、債務者（借受人）の同意なく情報を提供することとなります。

## 貸付決定後の各種手続きについて



貸付けが決定した後は、返還の免除を受けるか、貸付金を全額返還するまでは様々な書類のご提出が必要になります。

このページをよくお読みいただき、必要な時期に所定の書類を必ずご提出くださいますようお願いいたします。必要な書類の提出がない場合には、貸付決定の取り消しや返還義務が生じますので、ご注意ください。

なお、各種様式および記入例、このしおりは、八千代市のホームページからダウンロード、もしくは健康福祉課窓口で配布しています。

書類の提出は、郵送または持参でお願いします。

### ◎ 在学中の手続き

	提出する事由（理由）	提出書類	提出時期
貸付決定時	1 貸付けが決定したとき	口座振替払申出書 (参考様式あり)	貸付決定後すぐに。
現況報告	2 毎年、3月31日現在の状況を報告するとき	借受人現況報告書（第15号様式） ★	毎年4月30日までに。★
貸付終了時	3 貸付けが終了したとき (貸付決定が取り消されたときを含む)	修学資金借用書（第5号様式）	貸付期間終了後すぐに。 ※ 貸付決定取り消しや貸付辞退をする場合は、事由該当後すぐにご提出をお願いします。
辞退	4 貸付けを辞退するとき	修学資金貸付辞退届（第13号様式）	辞退等の事由が決定したときすぐに。
猶予申請	5 返還猶予を申請するとき (貸付けを辞退した後も養成施設に在学しているとき)	①修学資金返還猶予申請書 (第6号様式) ②在学を証明する書類 ※ 在学証明書など	事由該当後すぐに。
退学・休学・復学など	6-1 養成施設を退学、休学、停学するとき	①養成施設等退学（休学、停学、復学、履修取りやめ）届 (第10号様式) ②退学、休学、復学等を証明する書類	事由該当後すぐに。
	6-2 履修を取りやめるとき		
	6-3 養成施設に復学したとき		

※ 届出が遅れますと、貸付金の返還も遅れることとなり、延滞金加算の対象となりますのでご注意ください。

## ◎ 卒業または修了後の手続き

	提出する事由（理由）	提出書類	提出時期
現況報告	1 毎年、3月31日現在の状況を報告するとき	借受人現況報告書(第15号様式)★	毎年4月30日までに。★
猶予申請	2-1 返還猶予を申請するとき (八千代市内の医療機関等で正規職員として看護師等の業務に従事したとき等)	①修学資金返還猶予申請書(第6号様式) ②猶予事由を証明する書類 ※ 業務従事証明書(参考様式あり)	猶予事由に該当した場合はすぐに。
	2-2 返還猶予を申請するとき (就業先を休業するとき(産休など))	①修学資金返還猶予申請書(第6号様式) ②休業を証明する書類 ※ 産前産後休業及び育児休業取得証明書(参考様式あり)など	事由該当後すぐに。
免許	3 看護師等の免許または資格を取得したとき	①看護師等免許(資格)取得届(第11号様式) ②看護師等の免許または認定証のコピー	免許登録後または専門・認定看護師認定証交付後すぐに。
猶予消滅	4 猶予期間中に退職等で猶予事由が消滅したとき	修学資金返還猶予事由消滅届(第7号様式)	猶予事由消滅後すぐに。
免除申請	5-1 返還免除の申請をするとき (八千代市内の医療機関等で正規職員として看護師等の業務に返還免除となる期間従事したとき)	①修学資金返還免除申請書(第8号様式) ②業務従事証明書(参考様式あり)	事由該当後すぐに。
	5-2 返還免除の申請をするとき (借受人の死亡等)	①修学資金返還免除申請書(第8号様式) ②死亡等の原因を証明する書類 ※ 診断書、死亡届のコピー等	事由該当後すぐに。

※ 届出が遅れますと、貸付金の返還も遅れることとなり、延滞金加算の対象となりますのでご注意ください。

★ 修学資金を借りた方は、貸付決定してから貸付金の返還の免除を受けるか、貸付金を全額返還するまで、毎年4月30日までに、その年の3月31日現在の状況を「借受人現況報告書(第15号様式)」により報告しなければなりません。

※ 貸付中の方、返還猶予中の方、返還中の方全員が対象ですので、必ずご提出くださいようお願いします。

※ 返還免除の申請を行う際は、現況報告書のご提出は不要です。

## ◎ 変更があるときの手続き

提出する事由（理由）	提出書類	提出時期
1 貸付金の振込先を変更するとき	口座振替払申出書 （参考様式あり）	変更が生じたときすぐに。
2 借受人の住所、氏名、電話番号に変更があるとき	①借受人住所等変更届（第9号様式） ②変更事項を証明する書類 ※ 住民票の写し等 ※ 電話番号が変更となった場合を除く	変更が生じたときすぐに。
3 連帯保証人を変更するとき	①連帯保証人変更承認申請書 （参考様式あり） ②承諾書（参考様式あり） ③住民票の写し（新連帯保証人） ④印鑑登録証明書（新連帯保証人） ⑤場合により、借受人に代わり貸付金を弁済する資力があるか確認するため、連帯保証人の源泉徴収票や年金振込通知書など弁済する資力を証明する書類の提出を求めますので、ご了承ください。	変更しようとするときは、事前に八千代市健康福祉課へご相談くださいますようお願いいたします。
4 連帯保証人の住所、氏名、電話番号に変更があるとき	①連帯保証人住所等変更届（第12号様式） ②変更事由を証明する書類 ※ 住民票の写し、印鑑登録証明書 ※ 電話番号が変更となった場合を除く	変更が生じたときすぐに。

## ◎ 借受人が亡くなられたときの手続き

提出する事由（理由）	提出書類	提出時期
借受人が亡くなられたとき ※ 相続人が提出	①借受人死亡届（第14号様式） ②亡くなられたことを証明する書類 ※ 死亡届のコピー、戸籍謄本等	八千代市健康福祉課にご連絡を先にいただき、落ち着きましたらご提出をお願いします。

### 【提出先】

〒276-8501

千葉県八千代市大和田新田312-5

八千代市役所 健康福祉課 地域医療班 宛

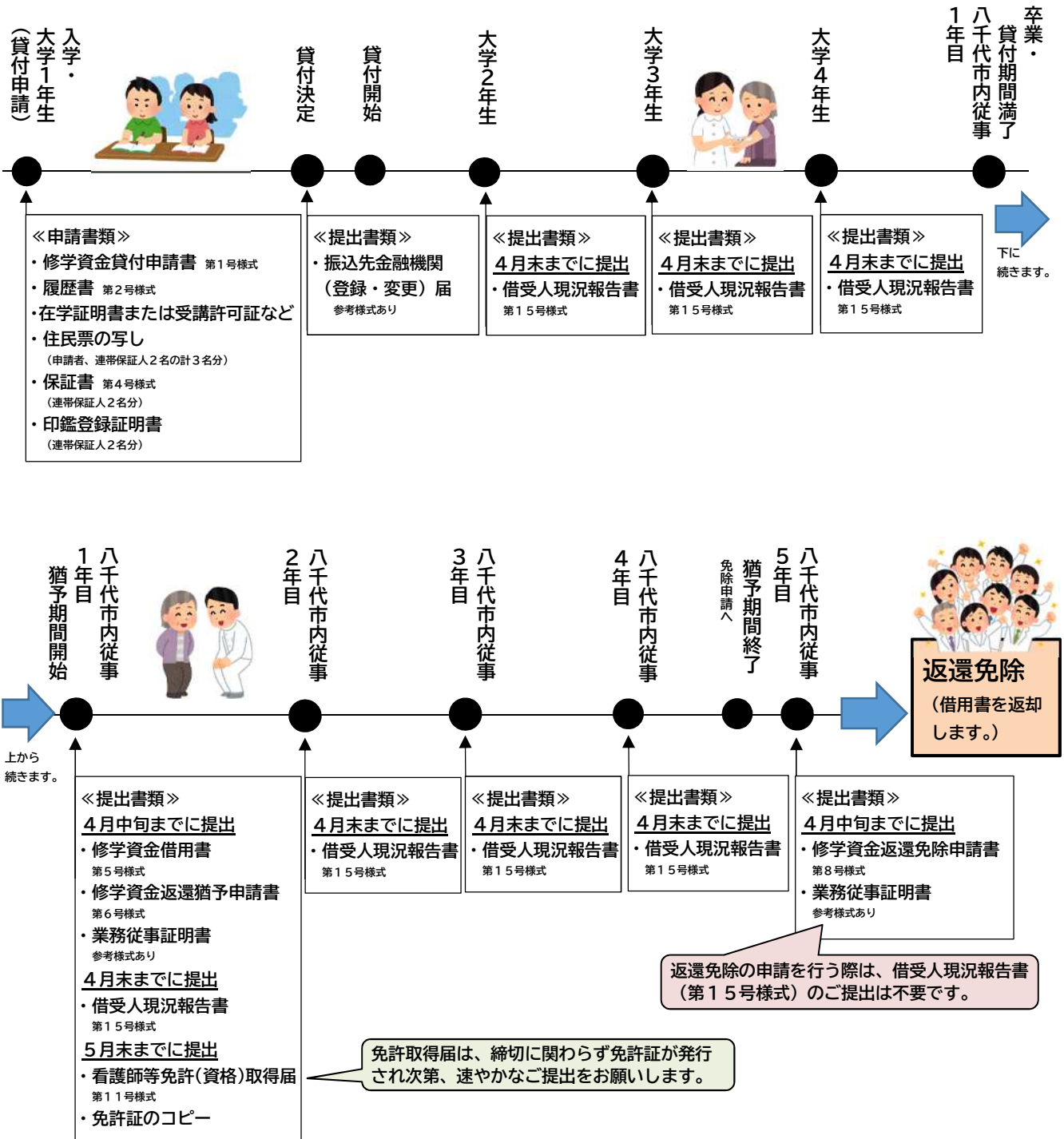
# 貸付申請から返還免除決定までの提出書類について(抜粋)

申請から返還の免除までに提出が必要な書類と提出時期については、以下のとおりです。

この例示を目安に、必要な時期に所定の書類を、必ずご提出くださいますようお願いいたします。

なお、以下の例示は、主な提出書類の抜粋となりますので、17から19ページに該当する手続きが生じる場合は、その都度、該当する書類のご提出をお願いします。

**例** 4年制大学に入学し、1年生のときに貸付けを申請。貸付「可」の決定を受け、4月から貸付開始。看護師資格を取得し、大学卒業後、4年間八千代市内で看護師業務に従事した場合。



**(おわりに)**

以上が、八千代市の看護師等修学資金の貸付制度の説明となります。

貸付金の申請から、貸付金の返還免除を受けるまでは、さまざまな書類の提出が必要となりますので、ご確認をお願いします。

なお、「貸し付ける。」の決定を受けた方で、すでに修学資金を借り受けた方（借受人）については、毎年3月中旬ごろに、八千代市から、提出期限と必要な提出書類をお知らせしますので、ご確認いただき、提出期限までに必ずご提出をお願いします。

**【問い合わせ先】**

〒276-8501

千葉県八千代市大和田新田312-5

八千代市役所 健康福祉課 地域医療班

TEL 047-421-6731

FAX 047-483-2665

E-mail [chiikiiryoud@city.yachiyo.chiba.jp](mailto:chiikiiryoud@city.yachiyo.chiba.jp)

開庁時間 土日・祝日・振替休日・年末年始を除く、月曜日から金曜日  
午前8時30分から午後5時